

( 開会 午前 11 時 10 分 )

○委員長 (小松栄治) 皆さん、おはようございます。本会議の休憩中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。当委員会に付託されました事件につきましては、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしくお願い申し上げます。なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いいたしますと存じます。

それでは、審査に入ります。議案第 134 号「平成 30 年度大仙市一般会計補正予算 (第 5 号)」及び議案第 137 号「平成 30 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号)」は関連がありますので、一括して議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。品川学校給食総合センター所長。

○学校給食総合センター所長 (品川雄喜) 議案第 134 号「平成 30 年度大仙市一般会計補正予算 (第 5 号)」及び議案第 137 号「平成 30 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号)」につきましてご説明いたします。はじめに議案第 134 号「平成 30 年度大仙市一般会計補正予算 (第 5 号)」についてであります。資料 NO. 2 「平成 30 年度大仙市補正予算書」18 ページ、中段少し上の方、をご覧ください。

10 款 1 項 4 目 90 事業「学校給食事業特別会計繰出金」、914 万 8 千円を減額補正するものであります。内容は議案第 137 号「平成 30 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号)」にてご説明いたします。

続きまして、同じ資料の 43 ページをご覧ください。議案第 137 号「平成 30 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号)」について、ご説明いたします。第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 914 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 10 億 5 千 186 万 7 千円とするものであります。

続きまして、48 ページをご覧ください。2 番、歳入の繰入金は、一般会計繰入金 914 万 8 千円の減額補正であります。その下の 49 ページをご覧ください。3 番、歳出「給食事業」の「職員人件費」914 万 8 千円の減額補正額の内訳は、主に定期人事異動によるものであります。職員数は、同数ではあります。職制変更による減額であります。また、人事院勧告により、国に準じて給料表の改定及び勤勉手当の引上げ及び共済組合負担金率の改正による補正も含んでおります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい。ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本2件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、そのように決しました。この際、委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ないようですので、これをもちまして、本日の教育福祉常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

（ 閉 会 午前11時15分 ）

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

教育福祉常任委員会委員長